

無線局再免許申請書

関東 総合通信局長

申請者

住所 〒113-0034 東京都文京区湯島〇-〇〇-〇

社 団 名(社団の場合のみ)

氏 名 電 波 太 郎

(社団場合は代表者氏名)

提出する日または発送(投函)する日を記入して下さい。

年 月 日
(とする)

無線局免許状に記載されている住所、無線局免許状を受け取る封筒の宛先とずれの無いように注意してください。

氏名を記入し押印して下さい。
(クラブ局の場合は、代表者の役職と氏名を記入します。)

収入印紙貼付欄

無線局

- 陸上移動局
- 携帯局
- アマチュア局
- 簡易無線局
- 構内無線局

(局数

今受けている(無線局免許状に書いてある)日付を書きます。
(有効期間も同様です。)

無線局免許手続規則第16条の2の規定により

下記のとおり申請します。

記

① 免許の番号	② 識別信号	③ 免許の年月日	④ 免許の有効期間満了の期日	⑤ 希望する免許の有効期間	⑥ 備考
関A第〇〇〇〇〇号	JA1〇×△	平成22年11月1日	平成27年10月31日		送信機の台数 △台

⑦ 無線局事項書及び工事設計書の内容

ア 欠格事由の有無 有 無

イ 免許の有効期間中において無線局事項書及び無線設備の工事設計の内容に変更があつた場合には当該変更の許可の申請又は届出を行っており、それ以後本申請までの期間に変更していない。

ウ 法第3章に規定する条件に合致する。

申請に関する連絡責任者(個人で申請者(免許人)本人の場合は、本人であることと電話番号、メールアドレスのみ記載してください。)

住所

所属

氏名 本人

電話番号 090-1234-****

平日、日中に連絡の出来る電話番号(携帯でも可)を記入して下さい。

メールアドレス @

何も記入しません。

手続き上の注意

- 1 再免許申請は、免許有効期限の1年前から1か月前の日までの期間内に行ってください。「1か月前の日まで」の期限に遅れると、再免許は認められませんので、特に注意し、余裕を持って手続きしてください。
- 2 再免許申請は、免許されている内容がそのままであることが条件で、再免許申請の際に免許を受けている内容を変えることはできません。
免許されている内容を変えたい場合は、再免許申請とは別に（時期をずらして）変更手続きを行ってください。
- 3 再免許申請書類は、免許を受けている総合通信局（沖縄県の場合は、沖縄総合通信局）へ提出してください。
- 4 免許状の送付を希望する場合は、申請者又は代理人の郵便番号、住所及び氏名を記載し、必要額の郵便切手を貼った封筒を添えてください。

申請書記載上の注意

- 1 申請者の欄は、次のように記載してください。
 - (1) 住所について、
社団（クラブ）局の場合は、事務所の所在地を記載してください。
外国人である場合は、国籍及び日本における居住地を記載してください。
 - (2) 氏名について
氏名を自筆で記入したときは、押印を省略してかまいません。
社団の場合は、社団の名称、代表者の役職と氏名を記載してください。
 - (3) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて代理人に関する必要事項、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記してください。
- 2 記以下（①から⑦まで）の欄について
 - (1) ①から④までの欄には、この手続きをする局の免許状に記載されているとおりに記載してください。
特に、免許の年月日、免許の満了する日について、再免許を受けようとする期間と間違いやすいので、注意してください。
 - (2) ⑤の欄は、再免許後の免許期間について、5年間未満の免許の有効期間を希望する場合に限り、その期間（免許の切れる日）を記載してください。
 - (3) ⑥の欄は、移動する局の場合に限り、免許を受けている送信機の台数を記載してください。
 - (4) ⑦の欄は、無線局事項書及び工事設計書の内容について該当する場合には、口にレ印を付けてください。

申請書の寸法は、日本工業規格A列4番の大きさのものでなければなりません。